

運転免許証の 自主返納について

運転免許の自主返納制度とは、加齢に伴う身体機能や認知機能の変化により、運転に不安を感じて、運転免許証を返納したいという方のために、自主的に運転免許取り消しの申請ができる制度です。

自主返納をした方は、希望により、**運転経歴証明書**の交付を受けることができます。

運転経歴証明書は金融機関等における本人確認書類として、有効なものとして定められています。
(使用できない店舗等も一部あります。)

- ※ **運転経歴証明書**は、**運転免許証を自主返納した方が対象**で、
- ・ 運転免許の有効期間を経過した（失効した）方は、失効後5年間は申請ができます。
 - ・ 運転経歴証明書は、運転免許証と同じ大きさです。
 - ・ 運転経歴証明書には有効期間はなく、更新制度もありません。
 - ・ 運転経歴証明書では、運転することはできません。

運転免許証を自主返納した方の特典!!

神奈川県では、平成21年5月15日に「神奈川県高齢者運転免許自主返納サポート協議会」を発足させ、運転免許証を自主的に返納し、**運転経歴証明書**の交付をいただいた方に、同サポート協議会の**加盟企業等**に**運転経歴証明書**を提示することにより、

- ・ **購入商品の割引や自宅までの無料配送**
 - ・ **宿泊料金等施設利用料金の割引**
- などの特典を受けることができます。

申請場所及び申請受付時間

申請場所 県内の警察署（横浜水上警察署を除く）及び運転免許センター

受付時間 月曜日から金曜日の午前9時00分から午後0時00分・午後1時00分から午後4時00分まで

※運転免許センターの受付は8:30から11:00・13:00から15:30までとなります。

初めて運転したあの日から・・・
今日で無事卒業です。
安全運転ありがとうございました！

神奈川県三崎警察署 電話 046-881-0110



少しでも不安のある人は、
運転しないという選択肢を
考えてほしい！
(遺族の言葉)

運転経歴証明書（見本）

氏名	免許	花子	昭和15年1月1日生
住所	横浜市旭区中尾2-3-1		
交付	平成24年04月01日 12345-1		
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)			
番号	第 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 号		
交付	平成07年04月01日	種別	普通
更新	平成08年04月01日	種別	普通
再更新	平成14年04月01日	種別	普通

1・・・優良運転者、2・・・一般運転者、3・・・違反運転者等

運転経歴証明書の記載事項（住所等）
に変更が生じたときは、速やかに運転免許センター及び県内の警察署（横浜水上警察署を除く）の免許の窓口で変更の届出をしてください。



申請に必要なもの

- ・ 運転免許証（有効期限内のもの）
- ・ 申請用写真 1枚
タテ3.0×ヨコ2.4センチメートル
申請前6ヶ月以内に撮影
無帽、正面、上三分身、無背景
- ・ 手数料 1,150円

